
平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針について
(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 28 年 11 月

証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

今回のテーマは、「平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針について」です。

平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 瀧野恵一

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、平成 28 年 10 月 25 日に、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの基本的な取組み方針等を「平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針」として公表しました。今回は、その概要について解説いたします。

<平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針>

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161025-2.htm

1. 証券モニタリング基本方針の位置付け

証券監視委では、これまで毎年度の初め（4 月）に証券検査の重点事項等を「証券検査基本方針」として公表してきましたが、今年度より、「金融行政方針」（平成 28 事務年度版は 10 月 21 日に公表）の考え方に基づき、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの具体的な取組み方針を「証券モニタリング基本方針」として公表することとしたものです。

なお、証券監視委では、証券検査年度を 4 月～翌年 3 月としてきましたが、金融行政方針の PDCA サイクルを踏まえ、今年度より 7 月～翌年 6 月に変更しています。また、モニタリング方法の見直し等を行ったことに伴い、今年度より、検査実施予定先数の公表は行わないこととしています。

2. 証券モニタリング基本方針の主なポイント

証券監視委では、これまで一部の大手証券会社に対してオンサイト・オフサイト一体のモニタリングを進めてきましたが、今事務年度からは、全ての金融商品取引業者等に対して実施することとし、金融庁関連部局との連携を一層強化し、効率的な証券モニタリングを進めています。以下に証券モニタリング基本方針の主なポイントを紹介します。

○ 基本的な取組み方針

これまでは、主に周期的なオンサイトによる検査を実施し、法令遵守態勢等に重点を置いた検証を行ってきましたが、対象業者数が延べ 8,000 社の規模となっていることなどを踏まえ、以下の方針に沿って効率的な証券モニタリングの実施に努めていきます。

- ・ 全ての金融商品取引業者等に対して、オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリング（※）を実施
- ・ モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナ

ンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目してリスクアセスメントを実施

- ・ リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定

※ オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングとは、証券監視委が金融庁関連部局や各財務局等と連携して、金融商品取引業者等に関する情報を幅広く収集等を行った上で、的確なオンサイト・モニタリング（オンサイトによる検査）を実施していくことを指します。

○ 規模・業態別の主な検証事項

証券モニタリングでは、対象業者の規模・業態や特性等に応じて検証を行っています。ここでは、証券モニタリングを巡る環境の変化やこれまでに認められた問題点等を踏まえた主な検証事項のポイントについて紹介します。

- ・ 大手証券会社グループについては、海外拠点を含めたビジネスモデルの動向に着目し、それを支えるガバナンス機能、リスク管理態勢等の適切性に重点を置いたモニタリングを実施し、フォワードルッキングな観点から、グループ全体の課題や業務運営上のリスクについて検証を行います。

- ・ 大手証券会社グループ以外の証券会社については、顧客基盤や収益構造の変化を分析するとともに、規模や特性に応じて業務運営の適切性について検証を行います。その中で、特にガバナンスや内部監査が有効に機能しているかについて規模や特性を踏まえつつ注視していきます。

上記に加え、地域で活動する証券会社については、昨事務年度に、実態と異なる説明等により債券の勧誘・販売を行っていた投資者保護上問題のある事案が発覚したことを踏まえ、取り扱う商品のリスクの所在を十分検討しているか等についても検証を行っています。

- ・ 外国為替証拠金取引業者（FX 業者）については、外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備え、流動性の急激な低下に伴うスプレッド拡大の可能性等について顧客に周知するなど、投資者保護上の措置が講じられているか、また FX 業者自身のリスク管理態勢が整備されているか等について検証を行います。

- ・ 投資運用業者については、国民の安定的な資産形成の促進のため、顧客本位の業務運営の観点から、ガバナンスの強化や運用力の高度化が重要であると考えられます。今事務年度においては、投資運用業者自身のガバナンスや運用するファンドのガバナンスの構築状況等について実態把握を行い、投資運用業者に対する今後の効果的なモニタリングを行う

ためのベンチマークの策定につなげていきます。

- ・ 投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明により勧誘を行っていないか等について検証を行います。
- ・ 第二種金融商品取引業者については、出資対象事業の実態や出資金が適正に運用・管理されているかについて検証を行います。
- ・ 適格機関投資家等特例業務届出者については、出資対象事業の実態や出資金が適正に運用・管理されているかについて検証を進め、特に平成 27 年の金融商品取引法改正により、出資者の範囲の制限や行為規制が拡充されたことを踏まえ、改正法施行後（平成 28 年 3 月 1 日以降）の業務運営状況について重点的に検証を行います。

証券モニタリングでは、上記の規模・業態別の検証に加え、顧客本位の業務運営、サイバーセキュリティ対策、高速取引注文の増加を踏まえた売買審査の実施状況について実態把握を行うなど、業態横断的なテーマ別モニタリングにも機動的に取り組むことでベスト・プラクティスや業界共通の課題等の把握に努めていきます。

○ オンサイト・モニタリング

証券モニタリングでは、オフサイト・モニタリングの結果等を踏まえてリスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定することで効率的なオンサイト・モニタリングを実施していきます。

また、オンサイト・モニタリングでは、複雑化する商品や取引スキームについて十分に分析した上で、業務の運営状況について検証を行います。問題が認められた場合には、法令違反行為等の事実関係の指摘にとどめることなく、その問題が発生した根本的な原因（root cause）を究明することで、金融商品取引業者等による実効性のある再発防止策の策定につなげていきます。

○ 関係機関との連携

自主規制機関等の関係機関とは、引き続き連携し、問題意識の共有に努めていきます。また、証券モニタリングにおいては、周期的なオンサイト・モニタリングの実施ではなく、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定していくことを踏まえ、証券モニタリングと自主規制機関が行う監査・検査について、それぞれの役割や連携方法について議論、検討を進めていきます。

○ 証券モニタリング後のフィードバック

証券モニタリングを通じて把握した事項、問題点は、証券監視委が毎年公表する証券検査結果事例集への記載や個別会社へ直接フィードバックするなど、わかりやすく情報を発信していきます。

3. おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保して投資者保護を図るため、金融庁関連部局、各財務局等及び関係機関との連携を一層強化し、証券モニタリング基本方針に沿って効果的・効率的な証券モニタリングを実施することで、投資者が安心して投資できる環境の確保に努めてまいります。金融商品取引業者等その他の市場関係者、関係機関の皆さまにおかれましては、引き続き、証券モニタリングに対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上